

議案第3号

平成26年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集
及び選抜方針について

平成26年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方
針について、別紙のとおり提出します。

平成25年5月22日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

平成26年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科並びに鳥取県立琴の浦高等特別支援学校を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校については、別に定める平成26年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針により入学者選抜を行うものとする。

2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

（1）幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。

（2）高等部

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校（特別支援学校の中学部を含む。イにおいて同じ。）を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成26年3月に中学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

（3）専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）を卒業した者又は平成26年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科を除く。）の入学者募集

特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

（1）出願期間

平成26年2月21日（金）から同月25日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

受付時間は、平成26年2月21日（金）及び24日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（火）は午前9時から正午までとする。

（2）検査実施期日

平成26年3月6日（木）

（3）検査内容

学 部 及 び 学 科	検 査 内 容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校保健理療科及び専攻科理療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

(4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表

平成26年3月14日(金)

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科の入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成26年2月21日(金)から同月25日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)とする。

受付時間は、平成26年2月21日(金)及び24日(月)は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日(火)は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成26年3月6日(木)

ウ 検査内容

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成26年3月14日(金)

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成26年3月19日(水)及び20日(木)とする。

受付時間は、平成26年3月19日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月20日(木)は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成26年3月25日(火)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成26年3月27日(木)

5 その他

鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

鳥取県立特別支援学校（幼稚園部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針
(平成26年度)

平成26年度鳥取県立特別支援学校（幼稚園部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

1 基本方針
鳥取県立特別支援学校幼稚園部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科）並びに鳥取県立鳥取立寄の浦高等特別支援学校を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。
鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。
鳥取県立寄の浦高等特別支援学校については、別に定める平成26年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針により入学者選抜を行うものとする。

2 出願資格
障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

- (1) 幼稚園部
3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。
- (2) 高等部
次のいずれかにか該当する者とする。
ア 中学校（特別支援学校の中学部を含む。イにおいて同じ。）を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
イ 平成26年3月に中学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者
(3) 専攻科
次のいずれかにか該当する者とする。
ア 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）を卒業した者又は平成26年3月に卒業する見込みの者
イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかにか該当する者
鳥取県立特別支援学校幼稚園部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科）を除く。）の入学者募集
特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

- (1) 出願期間
平成26年2月21日（金）から同月25日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。
受付時間は、平成26年2月21日（金）及び24日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（火）は午前9時から正午までとする。

- (2) 検査実施期日
平成26年3月6日（木）
- (3) 検査内容

学部及び学科	検査内容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚園部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

新旧対照表

(平成25年度)

平成25年度鳥取県立特別支援学校（幼稚園部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

1 基本方針
鳥取県立特別支援学校幼稚園部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科）を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。
鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。ただし、鳥取県立寄の浦高等特別支援学校については、平成25年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針（平成24年鳥取県教育委員会告示第8号）により入学者選抜を行うものとする。

2 出願資格
障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

- (1) 幼稚園部
3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。
- (2) 高等部
次のいずれかにか該当する者とする。
ア 中学校（特別支援学校の中学部を含む。イにおいて同じ。）を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
イ 平成25年3月に中学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者
(3) 専攻科
次のいずれかにか該当する者とする。
ア 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）を卒業した者又は平成25年3月に卒業する見込みの者
イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかにか該当する者
鳥取県立特別支援学校幼稚園部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科）を除く。）の入学者募集
特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

- (1) 出願期間
平成25年2月21日（木）から同月25日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。
受付時間は、平成25年2月21日（木）及び22日（金）は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（月）は午前9時から正午までとする。

- (2) 検査実施期日
平成25年3月7日（木）
- (3) 検査内容

学部及び学科	検査内容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚園部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

(4) 入学候補者の決定方法
入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表
平成26年3月14日(金)

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科の入学者選抜
(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成26年2月21日(金)から同月25日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)とする。

受付時間は、平成26年2月21日(金)及び24日(月)は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日(火)は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成26年3月6日(木)

ウ 検査内容

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成26年3月14日(金)

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成26年3月19日(水)及び20日(木)とする。

受付時間は、平成26年3月19日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月20日(木)は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成26年3月25日(火)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成26年3月27日(木)

5 その他

鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

(4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表
平成25年3月15日(金)

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科の入学者選抜
(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成25年2月21日(木)から同月25日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)とする。

受付時間は、平成25年2月21日(木)及び22日(金)は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日(月)は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成25年3月7日(木)

ウ 検査内容

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成25年3月15日(金)

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成25年3月21日(木)及び22日(金)とする。

受付時間は、平成25年3月21日(木)は午前9時から午後4時30分までとし、同月22日(金)は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成25年3月25日(月)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成25年3月27日(水)

5 その他

鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。